

I 森林施業の実施に関する長期の方針

〔 自 平成 23年 1月 10日 〕  
〔 至 平成 28年 1月 9日 〕

1 間伐の推進による森林育成の推進

- (1) 森林面積のうち95%が水土保持林であり、間伐を促進することで水源涵養機能をはじめとした公益的機能の向上を図る。
- (2) アカマツ、カラマツ人工林の殆どが7齢級以上に達しており、作業路の整備による間伐木の搬出を実施し、集成材、合板又は製紙用チップ向けに出荷する。
- (3) 間伐施業は、土壌への影響が少ない単木間伐を基本とする。
- (4) 間伐の促進により立木の生長を促進し、温室効果ガスの吸収促進を図る。

2 計画的な更新

- ・アカマツ、カラマツの主伐は基本的に13齢級以上とし、計画的に収穫及び再造林を実施する。

3 生物多様性に配慮した森林経営の実践

- ・15齢級以上の天然広葉樹林は禁伐区とし、動植物の生息の場として保護する。

4 森林を利用したNPO活動への協力

- ・葛巻町江刈地内で活動するNPO法人「森と風のがっこう」の活動フィールドとして森林の一部を提供する。

様式第3号の3

(1) 森林施業の実施に関する基本方針

森林の区分	伐採方法	造林方法	伐期齢	育成する樹種	作業路網その他施設の整備
ア 資源の循環利用林	皆伐：20ha以内 間伐：30%	人工造林を基本とする	松類：60年以上 杉：60年以上 雑木：40年以上	カラマツ アカマツ	間伐材搬出のための 作業路の整備
イ 水土保全林	皆伐：10ha以内 間伐：30%	〃	〃	〃	〃
ウ 森林と人との共生林					

(注) 1 森林の区分

- ア 資源の循環利用林とは、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)第9条の2第1号イに規定する公益的機能別施業森林の区域内に存する森林をいう。
- イ 水土保全林とは、規則第9条の2第1号ロに規定する水源涵養機能等維持増進森林をいう。
- ウ 森林と人との共生林とは、規則第9条の2第1号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林をいう。
- 2 資源の循環利用林であって、当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢を超えるものにつき、当該森林施業計画の期間内に立木の伐採を計画せず次期以降に立木の伐採を予定する場合は、当該森林の立木の伐採を予定する時期についても併せて記述する。

様式第3号の4

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期間	伐採立木材積(m3)		計	造林面積(ha)		計
		主伐	間伐		人工造林	天然更新	
資源の循環利用林	I 分期	883	6,564	7,447	23.24		23.24
	II 分期	3,000	300	3,300	10.00		10.00
	III 分期	3,000	300	3,300	10.00		10.00
	IV 分期	3,000	100	3,100	10.00		10.00
	V 分期	3,000	50	3,050	10.00		10.00
	VI 分期	3,000	50	3,050	10.00		10.00
	VII 分期	3,000	50	3,050	10.00		10.00
	VIII 分期	3,000	50	3,050	10.00		10.00
	小計	21,883	7,464	29,347	93.24	0.00	93.24
水土保全林	I 分期	16,632	14,650	31,282	54.58		54.58
	II 分期	15,000	15,000	30,000	50.00		50.00
	III 分期	15,000	15,000	30,000	50.00		50.00
	IV 分期	15,000	15,000	30,000	50.00		50.00
	V 分期	15,000	15,000	30,000	50.00		50.00
	VI 分期	15,000	15,000	30,000	50.00		50.00
	VII 分期	15,000	15,000	30,000	50.00		50.00
	VIII 分期	15,000	15,000	30,000	50.00		50.00
	小計	121,632	119,650	241,282	404.58	0.00	404.58
森林と人との共生林	I 分期						
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期						
	VI 分期						
	VII 分期						
	VIII 分期						
	小計						

(注) 1 期間は、5年ごとに区分し、40年間に分けて記載する。

2 材積は立法メートルを単位とし、少数第1位を四捨五入する。

3 面積はヘクタールを単位とし、少数第2位にどめ、第3位を四捨五入する。

4 租税特別措置法第70条の8(計画伐採に係る相続税の延納の特例)の適用をうけようとするときは、当該相続に係る森林について「森林施業の実施に関する長期の方針」のうち当該延納の特別の適用期間についての年次計画を記載すること。その際、森林と人との共生林の区域のうち、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、特例の適用から除外されていることから、当該森林を年次別計画に含めないこと。

なお、水土保全林の区域のうち、複層林施業を推進すべき森林又は長伐期施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林に係る延納期間については40年以内、それ以外の森林に係る延納期間については20年以内とすることができるとされていることから、それぞれの森林の別に年次計画を記載すること。

様式第3号の7

(2)再掲

森林の区分(資源循環)

区分	伐採計画		造林				計			面積	材積	m3
	主伐	間伐	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積			
22年	主伐	間伐										
23年	主伐	間伐	23.24									883
	主伐	間伐	33.21									3,197
24年	主伐	間伐		23.24	2,500							
	主伐	間伐	35.79									3,367
25年	主伐	間伐										
	主伐	間伐										
26年	主伐	間伐										
	主伐	間伐										
計	主伐	間伐	23.24	23.24	0.00							883
	主伐	間伐	69.00	0.00	0.00							6,564
内訳	要間伐森林											
	対象的森林	主伐	23.24									883
		間伐	69.00									6,564

(注) 森林の機能別区分毎に作成すること

単位 面積:ha 材積:m3

保	育			計			画
	下刈	つる切り	除伐	枝打	雪起		
計(ha)	46.48						

様式第3号の7

(2)再掲

森林の区分( 水土保全 )

区分	伐採計画		造林				計				面積:ha		材積:m3		
	主伐	間伐	面積	材積	拡大造林 面積 植栽樹種 ・本数 (本/ha)	再造林 面積 植栽樹種 ・本数 (本/ha)	天然更新等 面積 植栽樹種 ・本数 (本/ha)	面積	面積	面積	面積	面積	面積	材積	材積
22年	主伐														
	間伐	13.65	819												
23年	主伐	18.12	5,412												
	間伐	55.50	4,051												
24年	主伐	16.73	7,370	3.41	2,500	14.71	2,500						18.12	2,500	
	間伐	93.09	6,079										0.00		
25年	主伐	19.73	3,850			16.73	2,500						16.73	2,500	
	間伐	20.55	987										0.00		
26年	主伐					19.73	2,500						19.73	2,500	
	間伐	40.82	2,714										0.00		
年													0.00		
計	主伐	54.58	16,632	3.41		51.17		0.00					54.58	2,500	
	間伐	223.61	14,650	0.00		0.00		0.00					0.00		
内訳	要間伐森林												0.00		
	主伐	54.58	16,632												
	間伐	223.61	14,650												

保	育			計		画
	下刈	つる切り	除伐	枝打	雪起	
計(ha)	52.97		11.21			

(注) 森林の機能別区分毎に作成すること



